

令和5年度

第8回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和6年2月9日(金曜日) 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定により通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について

出席委員(17名)

1番 井口 健	12番 山本 茂樹
2番 中村 弘	13番 丸山 勝
3番 吉中 雅三	15番 堀 良子
4番 曾根 光彦	16番 湯川 徳弘
5番 小方 保寛	17番 貴志 年伸
6番 井上 直樹	19番 岩橋 章博
7番 谷河 績	欠席委員
8番 藪 利昭	14番 吉川 松男
9番 藤田 城司	18番 藤井 友彦
10番 坂東 紀好	出席職員
11番 笠野 喜久雄	農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦
課 長 前口 政明
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
事務主査 森元 美沙
事務主任 田伏 諒
事務主任 清瀧 篤樹

農林水産課

課 長 中兀 成浩
班 長 湯川 圭吾
企 画 員 川上 和徳
事務副主査 中井 寛貴

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第8回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る1月29日、藪委員、吉川委員、中村委員、吉中委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、吉川委員、藤井委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、湯川委員、貴志委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定

による届出があったもので、14件ありました。

全て相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 4は住所が・・・ですが、対象農地の現況は宅地で昭和44年に転用届出済のため、地目変更の指導をしております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。

なお、No. 2は議案第1号農用地区域除外に係る意見についてのNo. 3と関連があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域

内の農地転用の届出で1件ありました。

1月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。

1月11日付、1月19日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 3は使用貸借権設定です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

それでは、議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課 中井事務副主査 番外 説明します。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律、第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則 第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料位置図をご覧ください。

全7件の申出があり、P. 1に、位置図を示しております。

全7件、一括して説明させていただきます。

1について説明させていただきます。

参考資料のP. 5からP. 9をご覧ください。

P. 5にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P. 5には代替地を、P. 6には申出時に受領した代替地検討書を、P. 7には申出地を撮影した写真を、P. 8には、農用地区域の広がり、P. 9には、関係各課の意見を示し、添付しております。

参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である、・・・は、・・・に本社を置き、運送業を営む法人です。

利用者は、従業員駐車場が点在し手狭で不便であり、資材置場についても不足しているため、隣接地で露天駐車場及び露天資材置場を整備したい意向です。

申出地は、北側に利用者の事業用地、農地、東側に農地、南側に市道、西側に農地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することがやむを得ないものと考えます。

2について説明させていただきます。

参考資料のP. 10からP. 14をご覧ください。

P. 10にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P. 10には代替地を、P. 11には申出時に受領した代替地検討書を、

P. 1 2には申出地を撮影した写真を、P. 1 3には、農用区域の広がり、P. 1 4には、関係各課の意見を添付しております。

参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である、・・・に本社を置き、・・・を主として営む法人です。

利用者は、事業地の拡張を行ったものの、事業用地が不足している状況であるため、新たに隣接地に露天資材置場を設置したい意向です。

申出地は、北側に農地、東側に利用者の事業用地、南側に道路、西側に農地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用区域から除外することがやむを得ないものと考えます。

3について説明させていただきます。

参考資料の P. 1 5から P. 2 0をご覧ください。

P. 1 5にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P. 1 6には代替地を、P. 1 7には申出時に受領した代替地検討書を、P. 1 8には申出地を撮影した写真を、P. 1 9には、農用区域の広がり、P. 2 0には、関係各課の意見を添付しております。

参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である、・・・は・・・を営む法人です。

利用者は、・・・を営んでいるが、現在の事業用地は出入りが不便で危険である。

また、事業用地が点在しており、新たな拠点として事業用地を集約し、移転先を確保したい意向です。

申出地は、北側に農地、東側に宅地、南側に農地、西側に県道に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用区域から除外することがやむを得ないものと考えます。

4について説明させていただきます。

参考資料の P. 2 1から P. 2 6をご覧ください。

P. 2 1にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P. 2 2には代替地を、P. 2 3には申出時に受領した代替地検討書を、P. 2 4には申出地を撮影した写真を、P. 2 5には、農用区域の広がり、P. 2 6には、関係各課の意見を添付しております。参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である、・・・に居住しています。

現在のアパートでは子供も生まれ手狭であるため、・・・にある実家近くに住居を構えたい意向です。

申出地は、北側に宅地、東側に市道、南側、西側に農地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用区域から除外することがやむを得ないものと考えます。

5について説明させていただきます。

参考資料の P. 27 から P. 32 をご覧ください。

P. 27 にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P. 27、28 には代替地を、P. 29 には申出時に受領した代替地検討書を、P. 30 には申出地を撮影した写真を、P. 31 には、農用地区域の広がり、P. 32 には、関係各課の意見を示し、添付しております。

参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である、・・・を営む法人です。

利用者は、トラック駐車場が和歌山市内各所に点在しており、手狭であり、本社事務所隣接地に露天駐車場を整備し利用したい意向です。

申出地は、北側に農地、東側に農地、南側に市道、西側に宅地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することがやむを得ないものと考えます。

6 について説明させていただきます。

参考資料の P. 33 から P. 37 をご覧ください。

P. 33 にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P. 33 には代替地を、P. 34 には申出時に受領した代替地検討書を、P. 35 には申出地を撮影した写真を、P. 36 には、農用地区域の広がり、P. 37 には、関係各課の意見を示し、添付しております。

ます。

なお、当該申出地については、隣接同意を得られなかったことから、別途、隣接同意のない経過説明書を席上に配布しています。

内容は、申出人や代理人、農林水産課の職員が土地所有者・小作人に対し、交渉を行った経過となります。

参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である、・・・を営む法人です。

利用者は、・・・を希望する法人に対し、・・・の駐車場として貸し付けたい意向です。

申出地は、北側に農地、東側に市道、南側に県道、西側に宅地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することがやむを得ないものと考えます。

7 について説明させていただきます。

参考資料の P. 38 から P. 43 をご覧ください。

P. 38 にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、同じく、P. 39 には代替地を、P. 40 には申出時に受領した代替地検討書を、P. 41 には申出地を撮影した写真を、P. 42 には、農用地区域の広がり、P. 43 には、関係各課の意見を示し、添付しております。

参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である、・・・を営む法人です。

利用者は、和歌山市南部エリアで・・・な事業用地を探しており、県道に面するこの申出地が最適であると判断したことから、店舗として利用したい意向です。

申出地は、北側、東側に県道、南側に農地、西側に宅地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することがやむを得ないものとするものです。

以上の7件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第6号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。

第1号から第6号の要件については、

- 1、申出地以外に代替すべき土地がないこと
- 2、地域計画の達成に支障がないこと
- 3、農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 4、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- 5、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 6、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであることとなっています。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので藪委員さん報告願います。

◆8番（藪 利昭） 議案第1号No. 1について報告します。

令和6年1月29日、私と吉川委員、それに事務局と共に現地調査し、事業予定者

の・・・から事情聴取を行いました。

申出地は、議案書及び説明資料のとおりで、県道の・・・沿いの第1種農地です。

地目は田、現況も田でした。

申出者は、議案書のとおりで農地を所有する個人です。

事業予定者は、・・・です。

申出理由は、申出者は、自宅から離れていることから農地を維持管理することができない。

また、事業予定者は、昨年、本申出地の隣接地である田屋424番を除外し転用許可後に露天駐車場と使用していますが、未だ駐車スペースが不足し、業務効率が悪いとの理由で、既存施設の拡張を行いたいとのことです。

内容に関しては、砕石仕上げで乗用車61台分の駐車場と資材置場、排水は雨水のみで敷地内で集水後、南側の公共水路に放流を計画しています。

また、西側の隣接農地は申出者の農地で、東側は農地と隣接しますが、すべての隣接者の同意も得ています。

この件に関しては、農振法による除外条件を満たすと思われますので除外はやむを得ないと考えます。

また、その後の転用については改めて調査確認し、当委員会にて審議に委ねます。

各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

続いて、No. 3およびNo. 6について、吉川委員さんが欠席となっていますので事務局で報告書の代読をお願いします。

◆森元主査（代読） それでは代読させていただきます。

議案第1号No. 3について報告します。
令和6年1月29日、私と藪委員、それに事務局と共に現地調査し、事業予定者の・・・から事情聴取を行いました。

申出地は、議案書及び説明資料のとおりで、県道の・・・沿いの第1種農地です。

地目は田、現況は田及び休耕地でした。

申出者は、議案書のとおりで農地を所有する3名の個人です。

事業予定者は、・・・。

・・・です。

申出理由は、申出者は、いずれも後継者不足等で営農の継続が困難な状況であったところ、このたび・・・を営む事業予定者から流通業務施設（事務所、倉庫、洗車場、駐車場）の一部として利用したいとの理由で、申出を行ったとのことでした。

内容に関しては、県道からの進入路とアスファルト仕上げの駐車場で大型車59台と乗用車18台分の一部として計画しており、雨水は南側と東側の付け替え水路を経由し、汚水は敷地内の油分分離装置と合併浄化層で浄化後、雄の山川に放流を計画しています。

また、隣接農地はすべて申出者の農地です。

この件に関しては、農振法による除外条件を満たすと思われるので除外はやむを得ないと考えます。

また、その後の転用については改めて調査確認し、当委員会にて審議に委ねます。

各委員の慎重なご審議をお願い致します。

議案第1号No. 6について報告します。

令和6年1月29日、私と藪委員、それに事務局と共に現地調査し、事業予定者の・・・から事情聴取を行いました。

申出地は、議案書及び説明資料のとおりで、県道の・・・沿いの第3種農地です。

地目は田、現況は休耕地でした。

申出者は、議案書のとおりで農地を所有する個人です。

事業予定者は、・・・を行う法人で・・・です。

申出理由は、申出者は、遠方または高齢のため農地を管理することができない。

また、事業予定者は、申請地近くで・・・から自動車の展示販売のための駐車場を探しているとの相談があり、現在の営業所から近く利便性の良い申請地を貸駐車場に転用予定です。

内容に関しては、砕石仕上げで乗用車23台分の駐車場を整備します。

排水は雨水のみで敷地内で集水後、申請地の東側と南側の水路に放流します。

また、今回の除外申出につき、申請地南側の隣接農地の所有者から同意が得られていません。

再三、土地所有者の自宅を訪問したものの、同意についての話合いに応じていただけなかったとのことでした。

現状休耕地であり、隣接部分については、法面及びU字溝での整備を予定しており、影響はないものと思われます。

また、影響が出た場合にも、事業予定者の責任によって対処するとの文書が添付されていました。

この件に関しては、農振法による除外条件を満たすと思われるので除外はやむを得ないと考えます。

また、その後の転用については改めて調査確認し、当委員会にて審議に委ねます。

各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。
ました。

続いて、No. 7について、藪委員さん
報告願います。

◆8番（藪 利昭） 議案第1号No. 7
について報告します。

令和6年1月29日、私と吉川委員、そ
れに事務局と共に現地調査し、事業予定者
の・・・から事情聴取を行いました。

申出地は、議案書及び説明資料のとおり
で、・・・の第2種農地です。

地目は田、現況は休耕地でした。

申出者は、議案書のとおりで農地を所有
する個人です。

事業予定者は、・・・です。

申出理由は、申出者は、高齢化及び後継
者不足のため、農地を管理することができ
ない。

また、事業予定者は、・・・の適地を探
しており、インターチェンジに近く、県道
沿いで利便性がよい、申請地を貸店舗用地
として転用予定です。

内容に関しては、貸店舗及び駐車場を整
備し、排水は、汚水及び雑排水は合併浄化
槽で処理後、また、雨水については、敷地
内で集水後、申請地南側の既設水路に排水
します。

この件に関しては、農振法による除外条
件を満たすと思われますので除外はやむを
得ないと考えます。

また、その後の転用については改めて調
査確認し、当委員会にて審議に委ねます。

各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、
説明が終わりましたが、この議案について、
何かご意見、ご質問ございませんか。

◆16番（湯川 徳弘） 別紙のNo. 6
について読んでみたところ、この人は怒
っていますね。

何が何故、転用されたいやという具体
的なことはありますか。

事務局の説明もありましたが、どうもひ
っかかります。

なぜこのようになるのですか。

べつに隣に迷惑が掛かるわけでもないの
に、なにか問題があるのではないですか。

◆農林水産課 川上企画員 申出後、小作
の方と所有者の方に訪問しました。

事情を聞かせてほしいと訪問しましたが、
土地の所有者の方については、決して怒っ
ているという訳ではなく、その土地のこと
については触れられたくないといった様子
で、その後文書を送っていますが、何かを
訴えたいといったことは無いと考えていま
す。

◆会長（谷河 績） 外にご意見ございま
せんか。

◆10番（坂東 紀好） 農用地除外の
参考資料の中で代替地の検討書があります。

農用地を除外するという事はやむを得
ずするという事になりますが、そのなかで
代替地を見てみるとほとんどが農用地の田
となっています。

田が代替地でいいんですか、雑種地や宅
地が交渉して代替できないのでやむを得ず
農用地を除外するのではないですか、納得
できません。

◆農林水産課 川上企画員 原則として検
討する優先順位として、宅地そして雑種地、
次に農用地でない農地、最終的に無ければ
農用地となっています。

◆10番（坂東 紀好） 農地の代替え

が農地となれば代替を検討したとはならないでしょう。

そうになっているなら仕方ないですが、それとこの後、転用手続きになると思いますが、国のほうから除外と転用を同時にするといった通達が出たと聞いたのですがどうですか。

◆藤田副課長 そのような話は聞いていません。

◆会長（谷河 績） 外にご意見ございませんか。

ないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

農林水産課の退室を認めます。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が7件ございました。

No. 1 昭和45年以前より山林となっている。

No. 2 平成10年から宅地として利用している。

No. 3 昭和30年より道路の一部として利用している。

No. 4 平成14年7月より建物敷地として利用している。

No. 5 平成5年より倉庫及び住宅の敷地として利用している。

No. 6 ……は20年以上前から倉庫として利用している。

……は50年前から山林となっている。

No. 7 30年以上前から山林となっている。

これらは、非農地証明の交付条件（4）

もしくは（5）の土地であり、（7）から（9）の条件を満たしていると思われます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で11件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 1、No. 2、No. 5は贈与です。

No. 6は新規耕作です。

作付作物はレモン及び里芋で、農機具はクワ、草刈機、耕運機等を所有しているとのことです。

No. 8は新規耕作です。

作付作物はトマト、キュウリ、白菜及びキャベツで、農機具はクワ等を所有しているとのことです。

No. 9は新規耕作です。

作付作物はアスパラガスで、農機具はトラクター等を所有しているとのことです。

No. 10は新規耕作です。

作付作物は水稻で、農機具はトラクター、田植え機、乾燥機を農業者の知人より譲り受けて、コンバインは購入予定とのことです。

№. 11は新規耕作です。

作付作物は水稻で、農機具はトラクター、耕運機、コンバイン、田植え機、乾燥機を農業者である母親から借りる予定とのことです。

また、№. 6、№. 9、№. 10及び№. 11については新規耕作でかつ面積が1,000㎡以上のため、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） №. 6および№. 9について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので中村委員さん報告願います。

◆2番（中村 弘） 農地法第3条許可申請、議案№. 6について説明します。

1月29日に吉中委員と私並びに事務局で現地調査、譲受人・・・さんに事情聴取を行いました。

譲渡人は・・・。

譲受人は・・・。

申請者は・・・しているそうです。

今回、譲渡人から現在の住居を購入するにあたり、農地3筆・・・も一緒に購入してほしいとの希望があり、以前から農業に興味があったため譲り受けることにしたようです。

申請地から300m程度の近隣に住んでおり、農地の耕作や管理は問題なく行えると思われまます。

申請地は、3段の田で多少雑草が生えておりましたが、耕運機等を用いればすぐに

耕作できる状況と見受けられました。

申請者は現在クワ、草刈機、耕運機を所有しているようです。

今後、妻は・・・を経営しており、二人で農作業に従事するとのことで、二人とも農業経験はないとのことですが、近隣の方々から教わりながら耕作していきますとのことです。

以上の点から特段問題のないものと思われまますが、各委員の慎重な審査をお願いして報告を終わります。

農地法第3条許可申請、議案№. 9について説明します。

1月29日に吉中委員と私並びに事務局で現地調査及び譲受人・・・さんより事情聴取を行いました。

譲渡人は・・・。

譲受人は・・・。

申請者は・・・を営んでいます。

現在・・・に住んでいますが、申請地の側に住居を移す予定で家の改装も済んでいます。

この度、以前より農業を行いたいと考えていたところ、転居先の隣に申請地3筆・・・、全部で合計2,888㎡を売却してもらえる話となったため購入を決定したとのことです。

申請地は、4枚の田で休耕地ですが、耕運機等を使用すればすぐに耕作できる状況と見受けられました。

また、水路は紀の川左岸土地改良区に届出済みです。

申請者自身、現在トラクター田植機を所有しているようです。

作付作物は主にアスパラガスを植える予定にしていますが、稲作も行おうと考えて

いるようです。

作物は自家用及び販売用にとまっているとのことです。

以前、・・・の所有地で現在親類に耕作してもらっている所で農作業経験をしているとのことです。

その経験を活かし申請地の耕作も問題なく行えるものと思われます。

各委員の慎重な審査をお願いして報告を終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

No. 9およびNo. 11について、吉中委員さん報告願います。

◆3番（吉中 雅三） 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてNo. 10について説明します。

1月29日に中村委員と私並びに事務局で現地調査及び譲受人・・・より事情聴取を行いました。

事務局の説明もありましたが重複するところもあると思いますがご了承してください。

理由については、申請者は・・・で、農業者である友人の米作りを手伝ううちに自分でも農業をしてみたいと思い農地を探していたところ、申請地を譲ってもらえることとなったとのことです。

現地調査では申請地は、1枚の田で最近まで田として耕作されていた様子であり、今後も水田として利用していくとのことです。

なお、水の利用については石関水利組合の管轄になるとのことです。

農機具についてはトラクター、田植え機、乾燥機を農業をやめる・・・の農業者の知

人より譲り受けられ、コンバインを購入予定とのことです。

申請者は、前述のとおりこれまでも稲作の経験があり、農業者である友人より指導を仰ぎながら耕作を行っていくとのことです。

以上の点から特段問題のないものと思われませんが、各委員の慎重な審査をお願いします。

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について議案No. 11について説明します。

1月29日に中村委員と私並びに事務局で現地調査及び譲受人・・・より事情聴取を行いました。

理由については、申請者は・・・で、自家消費の米を栽培するための農地を探していたところ、申請地の所有者が他府県に居住しており、耕作が困難なため申請地を譲渡したいとの要望をお聞きしました。

申請地は自宅のすぐ近くであり、通作しやすいため今回の購入に至ったとのことです。

現地調査では申請地は2筆ですが1枚の田になっていて、最近まで田として耕作されていた様子であり、今後も水田として利用していきますとのこと、なお水の利用については紀の川左岸土地改良区の管轄になるとのこと。

申請者の母親が農業を営んでおり、申請者自身も以前より農業経験があるということで、農業技術に関しては問題ないと思われれます。

農機具はトラクター、耕運機、コンバイン、田植機、乾燥機を申請者の母親より借りることができるとのことです。

以上の点から特段問題のないものと思われませんが、各委員の慎重な審査をお願いします。

以上報告終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆10番（坂東 紀好） 今回についても新規耕作者が多くありがたいのですが、ただ一方でこの新規の方々の農業外収入がしっかりしているのか、それとも専業でやっていくのかを確認してほしい。

なぜかという、この面積で専業でやるのは考えられないし、先行して農地を買って失敗している例もある。

経営は甘いものではない。

場合によっては許可しないことがその人のためになることもある。

我々が許可出す以上は法的に責任が無いといってもしっかりと審査しなければならない。

それと土地購入の資金についても確認できてますか。

新規就農を応援したいですが、失敗する人も多い中で資金計画をもっと詳しく聞き取ってほしいと思います。

◆会長（谷河 績） 事務局として今の坂東委員の意見をふまえ新規就農の際の聞き取り内容を変えたほうがいいと思います。

宿題として次回から考えてください。

それでいいですか。

◆10番（坂東 紀好） はい。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案に

ついて、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号を可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は申請地周辺で・・・を行う法人で、近年の業績拡大に伴い従業員の増員を図る中で、現在確保している駐車スペースでは不足することから当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

なお、令和5年10月25日付で農用地区域を除外しております。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・の個人で、和歌山県が実施する県道拡幅工事に伴い、現在住んでいる土地、家屋が収用されることとなったため、現在の住居からも近く、同じ地区内で土地勘もある当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人が露天資材置場として転用し、備考記載の個人事業主へ賃貸借します。

なお、賃借人は・・・を営んでおり、和歌山市内での工事の増加に伴い、資材置場や工事車両の駐車場用地を探していたため、利便性のよい当該申請地を資材置場及び駐車場として確保したいとのことです。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われま。

申請人は現在、賃貸住宅に居住していますが、将来を見据え新居を構えるため土地を探していたところ、両親から土地を借りられることとなったため、実家に隣接する、当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定です。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、今後予定されている大規模な開発工事に向けて、大型の資材置場を探していたことから、主要幹線道路に近く、アクセスのよい当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

No. 6 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は新たに・・・を始める個人で、開業するにあたり資材置場を探していたと

ころ、母親所有の土地を借りられることとなったため、当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定で令和5年10月25日付で農用地区域を除外しております。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。なお、No. 3とNo. 5については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 3について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉中委員さん報告願います。

◆3番（吉中 雅三） 議案第4号No. 3について報告します。

本件は、農地法第5条の許可申請で1月29日、私と中村委員それに事務局と共に現地調査し、申請者の・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書及び説明資料のとおりで、・・・駅から南に400メートルの第2種農地です。地目は田、現況も田の状態でした。

申請者は、市内に住む個人です。

転用理由は、友人から和歌山市内の資材置場及び駐車場用地を探していると相談を受けており、今回、相続財産の処分に困る譲渡人との間で話がまとまり申請に至ったとのこと。

また、申請地が交通の便がいいこと等です。

内容に関しては、土地の造成後バラスで仕上げ、資材置場を整備します。

排水については、汚水及び雑排水は発生しません。

雨水については、東側に新設の会所柵を
経由し、東側水路へ排水します。

西側の一部については、のり面で仕上げ、
浸透柵を設置する計画です。

紀の川左岸土地改良区の意見書が添付さ
れ、隣接農地の所有者の同意も得ています。

付近の農地に対する影響や用水路等への
被害は無いと考えられます。

なお、申請地周辺は、住宅地であるため、
資材置場として利用する際には、安全性に
十分気を配っていただくよう申し伝えまし
た。

この件に関しては、特に問題はないと思
慮されますが、各委員の慎重なご審議をお
願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます
ました。

N o. 5について、藪委員さん報告願いま
す。

◆8番（藪 利昭） 議案第4号N o. 5
について報告します。

本件は、農地法第5条の許可申請で1月
29日、私と吉川委員それに事務局と共に
現地調査し、申請者の・・・から事情聴取
を行いました。

申請地は、議案書及び説明資料のとおり
で、・・・の第2種農地です。

地目は田、現況は田及び畑の状態でした。
申請者は、市内で・・・です。

転用理由は、ここ数年、・・・の業績が
堅調でまとまった資材置場を探していたこ
と、農地の経営に苦慮していた譲渡人との
間で話がまとまったこと、申請地が主要幹
線道路に近く交通の便がいいこと等です。

内容に関しては、土地の造成後バラスで
仕上げ、資材置場を整備します。

排水については、汚水及び雑排水は発生
しません。

雨水については、南側に新設の会所柵を
経由し、南側水路へ排水します。

紀の川左岸土地改良区の意見書が添付さ
れ、隣接農地は申請者の農地のため、付近
の農地に対する影響や用水路等への被害は
無いと考えられます。

この件に関しては、特に問題はないと思
慮されますが、各委員の慎重なご審議をお
願い致します。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、
説明、報告が終わりましたが、この議案に
ついて、何かご意見、ご質問ございません
か。

◆6番（井上 直樹） 議案第4号N o. 3
と議案第3号N o. 10と同じ人ですね。

片や新規農業、片や又貸しして資材置場
にするというのは理解できないのですが何
か理由といったものはあるんですか。

◆中居班長 譲渡人の川端氏が相続した土
地を一括で処分することを考えていまして、
その中で垣内氏が一括で購入することにな
り、一部は新規就農として、転用の部分で
ある・・・については垣内氏の知り合いで
ある・・・というところが和歌山市の南部
のほうに現場がたくさんありまして、そち
らのほうで資材置場を探したいということ
で頼まれて貸すという形になります。

◆6番（井上 直樹） 3条取得した農
地はこの後に農地転用されるのですか、一
度に全部転用できないので、一旦新規農業
として取得しているように見えるのですが。

違えばいいのですけども。

◆清瀧主任 事情聴取の際にその点につい
ては懸念されましたので、3条取得農地に

については転用できませんよと、くぎをさしております。

絶対転用できないわけではないですが、転用の目的があるなら当初から5条で取得するように、それに違反すると信用失墜となりますよ、と伝えてあります。

◆6番（井上 直樹）別にこの人には関係ないのではないですか。

◆清瀧主任 この人の場合は譲受人なので今後農地は買えなくなります。

◆10番（坂東 紀好）聞いたらしませんよとしか言いませんよね。

農転しますと言う人はいないでしょう。

我々としても書類が揃っているのだからたないですが、この土地も農業をやればいじゃないですか。

何かおかしくないですか。

◆19番（岩橋 章博）3条で新規就農者の審査するときに、まずその人が本当に続けて農業やっていくのかというのがひとつ。

あと機械とか知識を持っているのかというのも条件です。

それと効率よく今後農地を使っていくか、この観点で3条を審査しなさいということです。

なので、先程の新規就農の件についてはこの観点で言えばなんとか合格となります。

ところが5条の転用についてはこの人の資産運用の取得であると割り切らざるを得ないと思います。

◆会長（谷河 績）議案第4号について、ほかにございせんか。

ないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。議案第5号 農用地利用集積計画について、

提案いたします。

先にNo. 5を先議とさせていただきますので、吉中委員一時退席をお願いします。

・・・吉中委員退席・・・

◆田伏主任 番外 説明します。

番外 先議のため議案第5号 19ページのNo. 5について説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。

新規の契約で、使用貸借権、期間は2年、地目は田、面積は1, 215平方メートルです。

以上です。

◆会長（谷河 績）議案第5号No. 5について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号No. 5は可決と決定しました。

・・・吉中委員着席・・・

続いて、No. 5以外について。

◆田伏主任 番外 議案第5号 No. 5以外について説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が13件ありました。

すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 4及びNo. 6からNo. 10については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 11からNo. 14については、農地中間管理事業による新規の設定です。

先議No. 5以外の面積は、田のみで27, 463㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が4件あり、面積は、田のみで11, 251㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号No. 5以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号No. 5以外についても可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和5年10月12日、名草地区三葛で（49件、198筆）を南方推進委員とともに、令和5年12月4日、西山東地区吉里で（8件、13筆）、西山東地区頭陀寺で（17件、29筆）を吉中農業委員及び中筋推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、

非農地通知依頼書7件の提出がありました。

面積はすべて畑で12筆、2, 262㎡です。

議案書番号1～7について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

なお、各地区の土地改良区等と協議済です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆奥谷局長 事務局からその他の報告がございますので、報告させていただきます。

◆中居班長 番外 説明します。

能登半島地震義援金の募集について。

全国農業会議所から石川県能登半島地震の被災者への義援金の募集の案内がありましたので、お配りします。

義援金の送金に関しては、個人による送金を基本とするとありますので、ご協力いただける方は、2ページ目下段に記載の送金先に個別での送金よろしくお願ひします。

以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

なければ、第8回総会を閉会いたします。

14時10分 閉会